

八尾市建設工事の部分払に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第131条の規定による建設工事の部分払について必要な事項を定めるものとする。

(部分払金の支払回数)

第2条 部分払金は、別表の工事区分に該当する工事の出来形に応じ、別表に定める支払回数の範囲内で支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為及び継続費に基づく数会計年度にわたる契約にあっては、各会計年度（最終の会計年度を除く。）の出来高予定額が達成された場合に支払回数を各1回ずつ加算し部分払を行うことができる。

(支払回数の変更)

第3条 請負代金額及び工期の増減があった場合においても、当初の支払回数は変更することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、繰越費支弁の必要が生じた場合は、当該会計年度の末期に限り、支払回数を1回加算することができる。

(部分払金の算出)

第4条 部分払金額は、次の式により算出するものとする。

部分払金の額 \leq 出来高金額 $\times 9/10$ - 前払金額 \times 出来高金額 \div 請負代金額 - 既部分払金額

- 2 債務負担行為等に係る契約において、前払金又は中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、前項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1)前払金の支払を受けている場合

部分払金の額 \leq 出来高金額 $\times 9/10$ - (前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額) - {出来高金額 - (前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額)} \times 当該会計年度前払金額 \div 当該会計年度の出来高予定額

(2)前払金及び中間前払金の支払を受けている場合

部分払金の額 \leq 出来高金額 $\times 9/10$ - 前会計年度までの支払金額 - (出来高金額 - 前会計年度までの出来高予定額) \times (当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度の中間前払金額) \div 当該会計年度の出来高予定額

(部分払の申請)

第5条 請負者は、部分払金の支払いを受けようとするときは、請負工事部分払申請書（別記様式）により申請しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、昭和60年6月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施日において、既に締結している契約に係る部分払金については、なお従前の例による。
- 3 八尾市建設工事の部分払金に関する内規（昭和52年1月4日制定）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年10月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に締結した契約及び同日前に締結した同日以降の期間に係る契約について適用し、同日前に締結した同日前の期間に係る契約は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行の日以後に締結した契約及び同日前に締結した同日以降の期間に係る契約について適用し、同日前に締結した同日前の期間に係る契約は、なお従前の例による。

別 表

工 事 区 分			支払回数
工事種別	予 定 価 格	工 期	
土木に関する工事	6,000万円以上 1億円未満	90日以上	1回以内
	1億円以上	90日以上	2回以内
建築に関する工事	3,000万円以上 6,000万円未満	90日以上	1回以内
	6,000万円以上 1億円未満	90日以上	2回以内
	1億円以上	90日以上	3回以内